

千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第60号

千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例の一部を改正する条例

千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例（平成27年千葉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第4条の見出し中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。